飼養衛生管理基準のポイント第 12 号

令和3年7月7日

~ II-II 衛生管理区域への必要のない者の立入制限 ~

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回から、第2章「衛生管理区域への病原体の侵入防止」に入りますよ! 侵入防止のスタートは、「必要のない者の立入制限」です。

--- (基準本文)

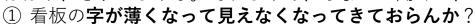
|| <u>必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせない</u>ようにするとともに、衛生管理区域に<u>立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とする</u>よう、<u>出入口及</u>び飼養管理関係施設付近への看板の設置その他必要な措置を講じること。

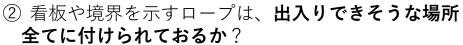
(以下、観光牧場等の対応についての記載のため省略)



用がない人を①農場に入れない、②鶏舎に入れない、 ③立入禁止の看板を立てておくって事だよね。基本だよ~!

ほほう、さすがじゃな。それじゃあ、ちょっと聞くが、





③ 近所の人や**友人**がふらっと訪ねてきたり、**郵便・宅配 便の人が人を探して区域内をウロウロしたり**はしておらんか?





う〜ん、そういわれれば完ぺきとは言えないなかなあ…。 赤字の「立入禁止」がちょっと見えるぐらいに薄くなって きたな・・とは思っていたんだ。

それに、時々、友達が様子を見に来て、鶏舎まで呼びに来ることがあるよ。



でも、「**出入りできそうな場所全て」ってどういうこと?** 入口だけでいいんじゃない? 例えば、**公道に面している農場**でロープなどで境界が示されていない農場では、入口がどこかわからず、**間違えて入口以外の場所に車両を乗り入れてしまう場合**があるぞ。

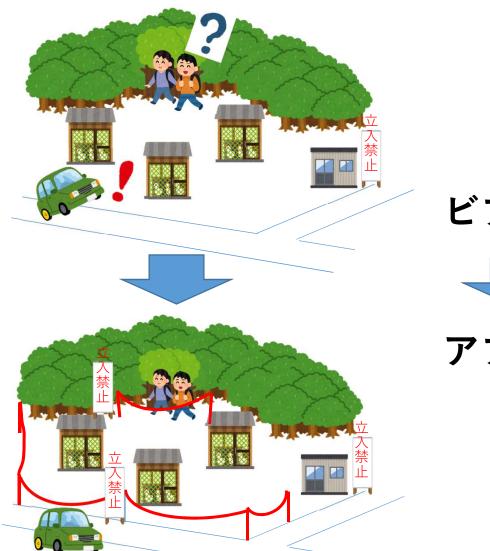


それから、山野側では、**山菜獲りの人が間違えて入ってくる**ことがある、という話も聞いたことがあるぞ。



「農場のことを知らない人でも間違えることがない」ようにすることが大事なんじゃ。

図のビフォー・アフターを参考にするんじゃ。







アフター



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください 岩手県県南家畜保健衛生所 担当:中小家畜課 Tel: 0197-23-3531 FAX: 0197-23-3593

E-mail: CE0003@pref.iwate.jp

